

2019年 5月28日

広島大学長
越智光夫殿

広島大学教職員組合
執行委員長 丸田孝志

附属学校園の諸手当について

貴職の日頃の奮闘と当組合活動へのご理解・ご協力に敬意を表します。
さて、2019（令和元）年5月10日付けの貴回答について、以下の通り返答します。

記

1) 進路指導主事に対する手当

御提示の内容で承諾します。

2) 学年主任に対する手当

貴回答では、3クラス未満の学年主任と3クラス以上の学年主任との業務内容及び負担が同程度であるものとは考えにくいという見解です。しかし、組合では、「クラスや生徒の規模にかかわらず、学年主任としての業務の内容及び負担は変わらず発生する」という現場の実情に基づいて、「学年主任としての業務が実際に発生する」ことに対して手当を支給いただきたいと考えております。尚且つ、学年主任を担当する教員の業務内容の種類は多岐に渡り、クラス数が1や2であってもそれら業務の種類が少なくなることはないということは、第123回（2019年3月8日開催）の団体交渉でも申し上げた通りであります。以上の様な事情を鑑み、本件については継続交渉を求めます。

以上